

第4期認証評価に向けての課題 —「教育の質保証」の充実のための取組を どう評価するのか—

入 澤 充

国士舘大学法学研究科特任教授

[キーワード]教育の質保証、選ばれる大学、体制と態勢の整備、学生の多様化、IRの役割

はじめに

2024年2月厚生労働省が2023年の出生数が75万8631人と発表したことに対して多くの大学関係者は震撼したに違いない。この子どもたちが18歳を迎える2041年に現在の大学数810校が存在していたと仮定して、進学率が現在と同じ約60%だったとしたら多くの大学が定員割れを起こすことは容易に予測できる。今後さらに激しくなるであろう入学者獲得競争は「大学の淘汰」⁽¹⁾の時代を迎えていると言っても過言ではない。ユニバーサル化⁽²⁾された大学が今後、学生・保護者、進路指導教員から選ばれる基準は、「志望する大学に価値があると認め、自分のキャリア形成に必要と思ひ、入学したら満足が得られそう」⁽³⁾と捉えてもらったときだろう。したがって、そこには、「学びたい者が自ら学ぶ」⁽⁴⁾という以前あった大学の姿ではなく学修者本位の満足と出口(職業)を充実させた教育プログラムを持つ大学が「選ばれる大学」になる。

志望者(保護者)の希望に応える大学でなければ存続が立ちゆかなくなる中で大学が真剣に取り組まなければならないのは、組織整備(体制)と教職員の心構え(態勢)⁽⁵⁾の構築であり、この両方が機能しなければ「教育の質保証」はおぼつかなくなる。

そこで本稿は、「[教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み]が内部質保証を指している」⁽⁶⁾ということを前提にして教育の質保証を推進するための「内部質

保証」のあり方、つまり「体制と態勢」をどう構築し、実行して行けば受験生から選ばれる大学になるかということ。そのために教員が日常の教育研究をどのように改善改革をしなければならないかについて私見を述べ、受審大学が構築した体制と態勢を認証評価機関にどう注目⁽⁷⁾してほしいかを検討していくことにする。

1. 教育の質保証のための内部質保証「体制」と「態勢」のあり方

まずはじめに教育の質保証がなぜ重要になってきたのか、その背景を以下のような政策的背景と論考から理解してみよう。前提として大学は憲法23条を根拠として学問の自由、研究の自由、教授の自由、大学の自治が保障されているということは確認しておきたい。その上での教育の質保証のあり方という視点を持つことが重要である。

大学政策に関しては、1980年代に臨時教育審議会で激しく議論されてきたが、教育の質保証に関しては、最近では2018年の中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」が学修者本位の教育への転換を打ち出し⁽⁸⁾、2020年には中央教育審議会大学分科会が「教学マネジメント指針」を公表し、「学修者本位の教育を実現する観点から、一人一人の学生が自らの学びの成果(学修成果)として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である」⁽⁹⁾と指摘した。

論考では、少子化や「大学志願者や進学者の増加に伴い、これまで伝統校として評価されてきた大学も含め、全ての大学教育に創意工夫を加え、大学教育の質

を向上させることを通じて、社会の安定と発展に貢献できる有為な活躍ができる人材を育成することの重要性⁽¹⁰⁾が高まってきたこと。さらに「多様化した学生への対応」、「グローバル化への対応」、「社会に対する説明責任」からだという指摘がある。「多様化した学生への対応」とは、進学率の向上により、ユニバーサル化した中で「学生の学力構造に不揃いが生じ」たことへの対応としての教育の質保証のためであり、「グローバル化への対応」とは、「大学が提供する単位は学位が、国際的に通用する」ものになっているかという指摘である。そして「社会に対する説明責任」としては、大学が公的資金を受け容れている限り、卒業時まで学生達が必要な知識や技能、態度等を明示できる「出口管理」を通じて果たしていかなければならないからだという⁽¹¹⁾。

政策と論考が指摘しているように、現在多くの大学は、多様な学生への対応を行っているが、多様化した学生への対応と出口管理の取組は注5で指摘したように体制＝システムを整備するだけでなく所属する教職員の態勢（日々の教育研究、学生支援等に対する心構え）も備わっていなければ、その効果性は失われる。令和4年に改正された大学設置基準第1条3項は、大学は省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすること、そして点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえて「教育研究活動等について 不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」（下線部、筆者注）と定めていることから体制と態勢の両輪で絶えず見直しを図りながら内部質保証を果たしていくことが法令の趣旨に沿うものとなる。

2. 教育の質保証—選ばれる大学になるためには

教育研究活動の「教育の質保証」は不断の見直しが必要であり、学生たちが大学で学んだ様々の学修成果の可視化を図るための授業改善への取組が当然に要求される。学修成果を「学生が育むよう期待（expectation）される知識・理解・効力・スキル、仕事に向き合う姿勢、公民倫理や職業倫理を含む態度・志向性」⁽¹²⁾とするならば学位プログラムに基づく授業を自立的に学習

でき、自律的な市民、職業人⁽¹³⁾として社会に出て行けるような場を提供する大学が「選ばれる大学」の条件になろう。ではこの学修成果を学生自身が可視化できるような体制と態勢はどのように設計しておけばよいだろうか。

まず体制として整備しておかなければならないのは、全学的に取り組むシステムの構築である。多様化した学生が入学してきていることを前提にして、各授業において学生に身につけて欲しい学力（能力）を3ポリシー、特にディプロマ・ポリシー（DP）を第1回目の授業で説明し、的確に評価することを全学的に共有化しておく。と同時に入学時に診断的評価としてアセスメントテストを実施したり、学年進行につれての形成的評価としてのアセスメントテストの実施、総括的評価としての卒業課題や卒業論文等の作成の体制を整備しておき、卒業時には学びの証（プロファイリング化した学びの軌跡）を卒業証書と一緒に渡すことが考えられる。これらの進行はいずれもIR担当者によって集約、分析され、全学的な戦略としてPDCAサイクルを回していくことが重要である。

また、態勢としては、シラバスはアセスメントテストや定期試験等の結果を踏まえ、毎年見直しを行い、初回の授業でシラバスの解説を行うこと。評価は公平、厳正に行い、学生からの異議や質問には真摯に対応すること。特に学期途中で課すレポートは教員が添削をし、フィードバックを行えば学生の内省にも繋がり、質保証態勢としての教員の役割を果たすことになる。理想的なのは受講した学生と授業後に応答ができれば、教員自身が学生の「学修成果」を実感できるようにもなる⁽¹⁴⁾。

多様化している学生への教育改善のあり方としては、FD活動などを通して常に授業の見直しを行っていくこと。例えば、大学の教育上で課題となっているテーマをワーキンググループで検討する。FD活動は教育面での質保証の点検・評価方法として重要な場である。さらに公開授業や学生参加のシンポジウム、職員と合同の研修会（SD）を定期的に開催することでその効果が上がると思う。ちなみに本学のFD推進課が開催する研修会やシンポジウムには毎年全教員の90

～100%の参加率がある。

3. 内部質保証推進への取組と課題

以上、内部質保証体制と態勢のあり方について述べてきたが、それをどう自校で自己点検・評価をし、教育の質保証につなげるかが次の課題となる⁽¹⁵⁾。そのことについて国土館大学(以下、本学)での取組を下に述べてみたい。本学では内部質保証の体制を実効化するために2018(平成30)年に「国土館大学内部質保証推進委員会規程」を制定した。その1条では「教育研究の質の保証と向上に恒常かつ継続的に取り組むために、自己点検・評価等の結果に基づきPDCAサイクル等を適切に機能させる」ために内部質保証のシステムの構築とその推進を行う組織と定めている。内部質保証推進委員会(以下、推進委員会)の役割は「社会のニーズの多様化が進む中で、社会の負託に応える」⁽¹⁶⁾ためであると、推進委員会は、自己点検・評価及び外部評価の評価結果を受けて課題の精査と具体的な改善方法を検討し、その結果を「全学教学委員会」へ提言することによって改革・改善を着実に推進する活動を行うとしている。

その循環はPDCAサイクルを基にして行われるが、効果的に循環させていくためには繰り返すが教職員の心構えと取組、つまり態勢が重要になる。

態勢を円滑に動かすための本学の質保証体制は、全学教学委員会、教学マネジメント推進委員会、学部長会、研究科長会、附置研究所長会等々の会議体で協議を行い、それを受けて学部長や研究科長、附置研究所長はそれぞれの会議体で構成員に周知し、実効化を図る仕組みをとっている。この循環は、学長ガバナンスの下で実施され、協議が必要な事案が生じると教職協働の委員会を設置、討議を経て種々の課題に対応している。直近では、3ポリシーの見直し、全学教通教育科目の検討、求める教員像、障がい学生支援、入学前教育・初年次教育の在り方についてワーキンググループを作って各課題に取り組んできた。これらの各取組みの実現にはかなりの紆余曲折があったが、学長のリーダーシップ、ガバナンスの下、各ワーキンググループから答申が提出され、全学合意の上で実現に

至っている⁽¹⁷⁾。

4. 質保証推進のためにIRが果たす役割

上記に述べてきた教育の質保証体制と態勢を円滑に展開させるためにはIR機能が十分に活かされているか否かにかかってくる。本学ではIR課が新入生と3年次に実施するアセスメントテスト結果を分析し、教員及び受験した学生に説明会を実施している。また、アンケート調査を新入生、在学生、卒業時、卒業生が就職している企業へ行き、さらに卒業後3年と7年経過した卒業生を対象に調査も行っている。

学修成果の可視化についての調査は全学部新入生のGPA成績分布を集計し、そのデータは学内手続きを経て全学的に共有され、公表もされている。ただすぐに授業改善に繋がらないという難しい側面もある。特に、学修成果の可視化の課題では、日常の授業で学生が大学の授業を通して何ができるようになったかというのは授業後にすぐ分かるものではなく、GPA評価は学修成果の可視化について目安とはなるが、学生自身の成長度合いを測ることはできない。大学教育で理想とするのは各授業で身につけたリテラシーを基盤にして社会に出てからコンピテンシーを発揮していくことであるが、GPAが高いから必ずしもコンピテンシーが高いとはいえないし、リテラシーが低くてもコンピテンシーが高いこともまた事実である。

多様化している学生を受け入れている中で均一的に質保証することはほぼ不可能に近いが、その要因を分析し、改革を推進すれば改善は可能になると筆者は確信をしている。要因とは注15で指摘したように各大学が定員を維持するために選抜方法に苦慮してのことである。年内入試として行われる総合選抜型入試の導入は今後も増え続けていくだろうが、年内に合格が決まった学生の学力維持と確保は教育面での重要な課題になっている。年内に合格が決まり、その後入学までの期間、学びの継続がないと入学してからハレーションを起こす可能性が高いのも事実であり、そのために本学では年内合格者に対して入学前教育を施し、4月入学にそなえてもらう取組を行っている。これは教職員にとっては新たな負担となるが、新入生が希望する

大学に入ったことを自覚できるように入学前教育、初年次教育の改善改革は進めなければならない。4月入学時に高等教育機関としての大学教育の質⁽¹⁸⁾が保証されないようでは、その後の学生生活に大きな影響をもたらすことになる⁽¹⁹⁾。

以上、質保証への取組についてはIR部門が様々な調査分析をして戦略部門としての司令塔の役割を果たすことができれば質保証の課題に応えられることになるだろう。

5. 第4期に向けての課題—大学の取組をどう評価するのか

高等教育機関として社会から認められるために各大学は認証評価機関、外部評価委員会、格付け会社等々の評価を受審している。なかでも認証評価機関の「評価」には後述するように特に緊張感が伴うが、認証評価機関によって受審する大学側のメリットは大きい。学内の自己点検・評価で見落としした点、学内部署に改善を求めてもなかなか学内事情から改善されないといった点、改革をしようとしても「壁」となっている点⁽²⁰⁾などを認証評価機関によって指摘されると改善・改革が円滑に行われるようになる。もし改善をしなければ「大学評価基準に適合している」という評価は公表できなくなり、大学の評価は下がってしまう。

しかし、その認証評価が3サイクル目になると「実地調査は、評価機関の訪問チームが大学の代表者たちや選ばれた学生たちと形式的な面談と、大学が見せたい施設の見学と事前に決められた授業の参観で構成されている。実地調査は大学を知る貴重な機会ではあるが、半ばお膳立てされたセレモニーともいえる」⁽²¹⁾と指摘されるようになってきているのも事実である。

認証評価機関による実地調査が近づくと学内関係部課署は緊張にまみれ、学内内部課署から提出されている自己点検・評価報告書やエビデンス集に齟齬はないか。内部質保証推進委員会の運営に問題はなかったか。評価委員の受け容れ体制と態勢に問題はなかったか等々を多岐にわたって入念にチェックし、評価チームの視察動線のシミュレーションを行うなど瑕疵がないように学内環境を調整する、このエネルギーはとても大きい。

そこで第4回目の認証評価にあたっては、受審する大学の「内部質保証機能」について「あらかじめ提出される膨大な資料を可能な限り削減して、訪問チームがそれぞれの一定の範囲で自由に行動し、教職員や学生の自然な状況でのインタビューを行うことの方が意義があるように思われる」⁽²²⁾という指摘に賛同をしたい。

なぜならば、認証評価を受ける際に受審する側は前述したように一定のシミュレーションを行い訪問チームに対応していたが、訪問チームが「神出鬼没」とまでは言わないが学内のあらゆる場所に入り、学生や教職員にインタビューを行う方が双方にとっても問題発見、課題形成に繋がるのではないかと思うからである。

その上で、教育の質保証に関しては、具体的には特に受講生が多く複数の教員によって同時開講されている科目の成績分布⁽²³⁾が公表、分析され、改善策が講じられているか、学生が各学年を経てキャリアを積んで成長していく過程を測る方策が全学的に機能しているか否か、IRが十分に機能し、関係部署はIRから提供されたデータ分析を行い改革を実行しているか、教員はレポートに対して添削を行い学生にフィードバックしているのか、成績評価方法が開示され、評価が厳正に行われているか、試験結果に対して学生からの質問や異議申立についてその機会が保障されているか等々を重点的に調査をし、双方で話し合いを重ね受審大学の発展向上を期待するというのはどうだろうか。受審大学は上記で示した数々のことは自己点検・評価として実施しているが、上手く機能していない場合もあり、外部機関から指摘を受けると見直しに繋げることができるからである。

おわりに

筆者が大学教員になったとき、前任者の教授から「大学教授は3日やったら辞めたくなる」という記事のコピーを渡された。ある外国人教員が日本の国立大学で教えていた際に経験したことを綴っていたのだが、辞めたくなるような思いをした場合にどう対応するか考えるという気持ちでその教授は私にコピーを渡してくれたのだと思う。幸い、そんな気持ちにはならず大学教員を続けてくることができたが、大学教育のあり

方、教育方法、また教員の役割は、私が大学教員になったときを振り返っても確実に変わってきている。例えば、授業方法一つとっても学生が能動的、主体的に参画できるようなPBL型授業やアクティブラーニングが主流となり、教員が90分一方的にチョークアンドトークで研究成果を話すというスタイルはほぼなくなっている。

だが、こうした現実の中でも高等教育機関の教員として自覚しておかなければならないことは、「学問の自由」を基礎に、「教員」と「学生」との間の主体的な教育研究指導あるいは学習活動を通じて学術文化の発展に貢献し、有為な人材育成に寄与⁽²⁴⁾しているという矜持である。学生との交流についても進路相談に乗ったり、人間的な交流を果たす、つまり教育者として「教育という営為」を深く認識し、「初・中等教育のみならず高等教育においても、教師と学生・生徒との知的・精神的なふれ合いを通し、相互の資質・能力を高めていくことを内容とする、極めて、文化的、精神的営みとして捉えるべきものである⁽²⁵⁾」ということも認識しておく必要があるだろう。

学生の学修成果の可視化が強調されるようになった背景は、企業の社内教育の衰退（即戦力としての社員を求めること）や高等教育政策の「しわ寄せ」と見ることもできなくはない。しかし、多様化した学生が入学後「成長」していくように学生生活の環境整備をするのは教育をする側の役目であるという意識は持ち続けたい⁽²⁶⁾。学生達が「大学の授業を受けて問題発見力が身についた」等の意識を持ってくれコンピテンシーを発揮してくれていたら質の保証ができたとも言えるだろう。卒業後には「この大学を卒業して良かった」と満足感を持ち、母校にいつでも戻ってリスクリングできるような大学のあり方、つまり体制と態勢を整備しておくこともまた教育の質保証に繋がるのではないだろうか。

【注】

(1) 喜多村和之『大学淘汰の時代－消費社会の高等教育』（中公新書、1990年）。本書で著者は1980年代のアメリカの大学と日本の大学の実態を比較して執筆している。アメリカは1980年代に青年

人口の減少、高等教育予算の減少、就職状況の不況から危機状態に入ったと紹介しているが、2010年代から日本でも「青年人口＝18歳人口の減少」は1980年代のアメリカと同じような状況に入ってしまった。しかし、一方で日本の大学は、ジュレミー・ブレーデン／ロジャー・グッドマン石澤麻子訳『日本の私立大学はなぜ生き残るのか－人口減少社会と同族経営：1992-2030』（中公選書、2021年）が指摘しているように大学がバタバタと「倒産」している状況にはない。

- (2) 大学のユニバーサル化については、マーチン・トロウ著、天野郁夫・喜多村和之訳『高学歴社会の大学－エリートからマスへ』（東京大学出版会、1978年）を参照した。
- (3) 大学の志望先については、以下の言説「顧客は、価値があると認め、必要と思い、求める満足が得られそうなときに商品を購入する」（清武英利「記者は天国に行けない（第29回）誰も書かないのなら」文藝春秋2024年6月号、357頁）を参考にした。
- (4) 広田照幸「序論－大学教育の改革をどう考えるか」（広田照幸・吉田文他編『教育する大学－何が求められているか』岩波書店、2013年、5頁）。
- (5) 体制とは内部質保証を検討・実行していくための学内組織をさし、態勢とはそれに取り組む教職員の心構えをいう。
- (6) 工藤潤「第4期認証評価に臨むにあたり－序にかえて」（堀井祐介・工藤潤・入澤充編著『大学教育の質保証と達成度評価 認証評価の近未来を覗く』エイデル研究所、2023年、21頁）。
- (7) 「教育機関としての大学に注目する認証評価の最終的な関心は、当然のことながら、学生が当該大学において何を学んだかという点に向けられている」（圓月勝博「認証評価における学修の内部質保証」IDE現代の高等教育2019年7月号、10頁）。
- (8) 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2018年11月26日）は「学習者本位の教育への転換」を強調し、「学生が何を学び、身に付けることができたのか」を提示して

いるが、その能力をどのようにして身に付けたのかを分析、検証することが課題となっている。なお、筆者は、能力について、ability、capacity、faculty、power、genius、competence、employability等々を身につけて問題発見、解決、課題形成、解決をすることができるようになることと捉えている。

- (9) 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」(令和2年1月、22頁)。なお、教育における質保証システムの変遷については平野博紀「高等教育における質保証システムの変遷と現状」(IDE現代の高等教育2019年7月号、46頁以下)を参照されたい。
- (10) 早田幸政「大学の質保証とは何か」(早田幸政編『大学の質保証とは何か』エイデル研究所、2015年、8頁)。
- (11) 永田恭介・工藤潤氏は「質保証」の重要性が各大学に要請されているのは、「多様化した学生への対応とグローバル化への対応、社会に対する説明責任」の3つからだとして述べている。永田恭介・工藤潤「序章 我が国の高等教育の質保証と制度」(JUA選書16大学基準協会監修、永田恭介・山崎光悦編著『教学マネジメントと内部質保証の実質化』東信堂、2021年、3頁)。
- (12) 早田幸政「第1章 内部質保証の背景とその意義」(JUA選書16大学基準協会監修、永田恭介・山崎光悦編著『教学マネジメントと内部質保証の実質化』東信堂、2021年)参照。
- (13) 渡部敦『アクティブ・ラーニングとは何か』(岩波新書、2020年、169頁以下)。
- (14) 吉岡知哉「質保証システムと大学設置基準改正」(IDE現代の高等教育、2023年7月号、5頁)によれば内部質保証とは「それぞれの大学が自律的・自発的に質保証の仕組みを組み立て、自らの教育研究の質を不断に検証し改善していくことである」としている。
- (15) 学びの評価は、一方的に定期的な試験を実施し、成績評価だけを公表するのではなく、出題意図、評価方法を明示し、終了後は試験結果を分析し、

講評を加え学生にフィードバックし、教員自身は次回の授業改善に役立てることによって教育責任を果たすことになるのではないかと筆者は理解している。特に入試方法が総合型選抜、推薦選抜、一般入試等多岐にわたり、合格してきた学生の理解度も一定ではない現実があることを認識すれば説明責任、教育責任は大学教員に科せられた責務とも言えよう。

- (16) 国士舘大学ホームページ情報公開から。
- (17) これらの答申は全学教学委員会で討議検討され、実行するための取組は整然と行われてきた。しかし、課題はまだ多々あることも事実である。特に、法人役員や教職員は、教学に関しての学長の役割、学校教育法92条第3項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」という規定を十分に理解していなければならない。この意は学長が「大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有している」(鈴木勲編著『逐条学校教育法第9次改訂版』学陽書房、令和4年、890頁以下)ことを明らかにしているのであり、それを受けて教授会の役割及び権能についても学校教育法93条で改正した経緯の理解は、学長ガバナンスの視点から法人は熟知しておくべきである。
- (18) 大学教育の質とは、「バルリン高等学問施設の内的ならびに外的組織の理念」(ウイヘルム・フンボルト、梅根悟・勝田守一監修『大学の理念と構想』明治図書、1972年)が示すように本来であれば「学校というものは既存既成の知識を教え学ぶところであるのに反して、高等教育施設は、学問をつねにいまだ完全に解決されていない「問題」として、したがってたえず研究されつつあるものとして扱うところにその特色をもつものである。」(210～211頁)という言葉に集約されるが、一方で、受験生を受け入れた大学としては「大学が、入試に必要な答えのある問題を早く解く能力をさらに伸ばす場ではなく、各学生が自分にとって未知の問題に直面した時に、解決策を見出すための頭の使い方を学ぶ場だということを周知しなくてはならない」(田中愛治「大学が直面する危機にど

う対処すべきか」(IDE現代の高等教育、2024年4月号、2頁。下線部筆者)ということも現代の大学のあり方といえるだろう。

- (19) 本学IR課の調査によれば中退理由の多くは、修学意欲の減退である。大きな希望を持って入学してきた大学の教育が「こんなはずではなかった」と思わせてしまうことは、大学運営からもマイナスになることは間違いない。
- (20) 大学教学執行部の一員として経験したのは、大学教員は、外部からの指摘には敏感に反応するが、学内での諸会議で改善・改革を訴えても我関せずと言う姿勢を取る者が比較的多いということだ。例えば、大学院博士課程を持ちながら自校出身者の教員がないという指摘(改善命令ではない)に対して、教学執行部は博士課程の充実と養成を充実させ、自校出身者を任期付きの特任助教として採用する制度を創ったが、承認を得るまで相当のエネルギーを要したことがある。最終的には実現したが執行部は説得過程で再三認証評価機関の指摘を強調した。
- (21) 前田早苗「内部質保証重視の第3期認証評価から展望する大学の質保証」(前掲、堀井祐介他編著『大学教育の質保証と達成度評価 認証評価の近未来を覗く』エイデル研究所、2023年、24頁)。
- (22) 前掲前田早苗、24頁。
- (23) 大学によっては担当した授業の成績分布を表し、

なぜこのような結果になったか講評を自ら行い、授業改善につなげているところもある。成績分布策定は「大学等における修学の支援に関する法律」を利用して支援を受ける学生に対して、学業成績によっては認定の取消しをしなければならないことを伝えておく必要がある。

- (24) 早田幸政「大学評価システム形成の軌跡」(季刊教育法111号、104頁)。
- (25) 早田幸政「大学審議会答申に見る「教育の評価」」(季刊教育法122号、39頁)。
- (26) 溝上慎一「大学生を大化けさせることは難しい。しかし「成長」させることはできる」(IDE現代の高等教育、2019年7月号、14頁以下)という指摘に対して、筆者は、学生自身が自らの「成長」を実感したと感じるときは、自律的にリテラシーとコンピテンシーを駆使して、問題を発見し、解決に導いたときの能力と捉えたい。

【参考文献】

- 金子元久『大学の教育力－何を教え、学ぶか』(ちくま新書、2007年)。
- 早田幸政編著『「学修成果」可視化と達成度評価－その現状・課題・展望』(JUA選書17・大学基準協会監修、東信堂、2023年)。
- 「大学評価研究第22号」(大学基準協会、2023年)